

かがやき松山大賞

第56回青少年読書感想文全国コンクール
高等学校課題図書部 内閣総理大臣賞



川谷 真以 さん
(松山東高3年(受賞時))

2月に東京都で開催された同コンクールの高等学校課題図書部で最優秀に当たる内

閣総理大臣賞を受賞した川谷さんに3月22日、かがやき松山大賞が贈られました。川谷さんは「ハサウエイ・ジョウズ」の恋」という良い本に出会えてよかったです。自分の感想が多くの人に評価されたことで、自信にもつながりました」と話しました。

第16回KOBЕ国際音楽コンクール B部門
(中学・高校生部門)の音楽部門 最優秀賞



木原 理菜 さん
(愛光高2年(受賞時))

1月に兵庫県で開催された同コンクールの音楽部門で最優秀賞を受賞した木原さんに

3月31日、かがやき松山大賞が贈られました。中学3年生の時から音楽を習い始めた木原さんは「さらに実力を付けて、少しでも多くの人に音楽の楽しさを知ってもらいたいです。将来は音楽で人を元気づけることができ活動したいです」と抱負を述べました。

子ども手当 9月まで支給継続

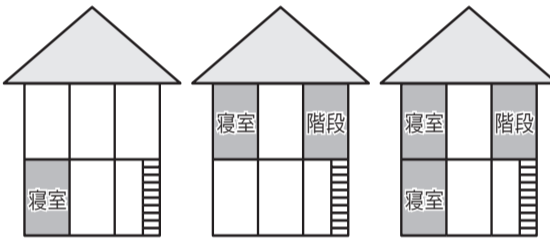
6月の「現況届」は不要です

子ども手当のつなぎ法が成立し、同手当が前年度と同じ内容で9月まで支給されます。6月10日に2〜5月までの4カ月分を申請者の指定口座に振り込みます。6〜9月分は10月に振り込む予定です。なお10月以降は未定のため、決まり次第お知らせします。*

お問い合わせは、子育て支援課 ☎948 6354・FAX 934 1814へ

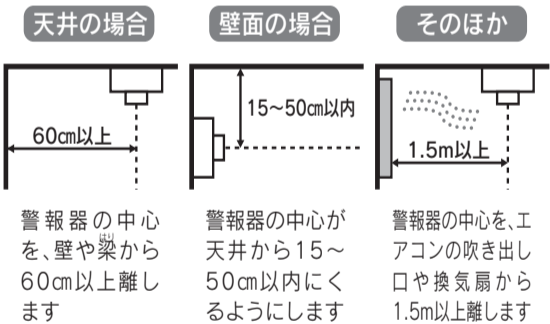
5月31日までに 住宅用 すべての住宅に火災警報器を

【設置例】



※ 部分に住宅用火災警報器の設置が必要です

【取り付け位置】



住宅火災による犠牲者の約6割は、「逃げ遅れ」が原因です。就寝中に発生した火災は気づくのに時間がかかることから、消防法および松山市火災予防条例により、6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。皆さん、自宅には必ず住宅用火災警報器を取り付けましょう。

住宅のどこどこにつければいいの？

寝室に使っている部屋はすべて「煙を感知する」タイプの住宅用火災警報器の設置が必要です。2階以上の階に寝室がある場合は、階段部分へも設置してください。

防災カバリー君

松山市に避難している皆さんへ 避難情報をお寄せください！

避難元の自治体から、生活再建や住宅の支援、見舞金等の給付など、各種の通知や情報を避難者の皆さんへ提供するため、所在地情報の提供をお願いいたします。直接、市民課(市役所本館1階、支所へ)。

リタイア試合として4月9日、坊つちゃんスタジアムで開催され、本市に避難している12世帯43人が招待されました。そのうち4人の児童が9日の始球式に登場し、約2300人のファンから温かい拍手が送られました。

支援情報(東日本大震災)

【問い合わせ】 支援金は市民課から2万円を、市社会福祉協議会から1万円を支給しています。

【問い合わせ】 支援金は市民課から2万円を、市社会福祉協議会から1万円を支給しています。

避難者への支援

本市から支援金5万円(1世帯当たり)を、市社会福祉協議会から見舞金2万円を支給するほか、リサイクル家具や学用品・文具類を提供しています。また避難した児童・生徒を受け入れた世帯へも市

被災地への支援

4月13〜19日まで市職員2人を宮城県に派遣したほか、4月14日に市小中学校PTA連合会と協力し、ランドセル、鍵盤ハーモニカ、文房具などの義援物資を宮城県石巻市の小学校へ21日の入学式に間に合うように発送しました。

義援金 受付中

お預かりした義援金(4月15日現在、預託額2313万6962円)は、日本赤十字社愛媛県支部を通じて被災者へ届けられます。

市消防団に女性分団が発足



消火・救助・防災活動など、市民の安全と安心を守る役割を担う市消防団に新たに女性分団(96人)が発足し、3月30日に消防・保健所合同庁舎で結団式が行われました。主な任務は、応急手当の指導や避難所支援活動など。同分団の発足により市消防団は41分団となります。

お問い合わせは、(消)総務課 ☎926 9229・FAX 926 9144へ

どこで販売しているの？

ホームセンターや家電量販店、消防用設備業者などで販売しています。購入の際には、規格基準に適合したものに表示される「NS」マーク付きの商品がおすすめです。ねじ回しなどで簡単に取り付けできます。

■消防署に届け出は必要なの？

消防署への届け出や点検の必要はない。

■罰則はあるの？

罰則規定はありませんが、住宅用火災警報器は「命を守る最後の切り札」です。必ず設置しましょう。

■マンションやアパートにも必要なの？

マンション・アパートなど、共同住宅の寝室にも設置してください。自動火災報知設備・スプリンクラー設備などが、すでに設置されている場合は、取り付けの必要はありません。

悪質な訪問販売に注意!!

消防署や市役所が販売したり、販売を委託したりすることはありません。「消防から来ました」「消防の委託業者です」「罰則があります」などと言ったり、強引に契約を迫ったりする販売業者とは、契約しないようにしましょう。

お問い合わせは、(消)予防課 ☎926 9245・FAX 926 9163へ

お問い合わせは、企画政策課 ☎948 6815・FAX 934 1804へ